

# ISSUE BRIEF

## 在宅投票制度の沿革

- 身体障害者等の投票権を確保する制度 -

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 419(Apr.8.2003)

### はじめに

在宅投票前史 - 戦前の特別な投票制度

地方選挙への在宅投票制度導入

国政選挙への在宅投票制度導入

昭和 26 年の統一地方選挙における大量の選挙違反

在宅投票制度の廃止

在宅投票制度復活の動き

重度身体障害者を対象とした在宅投票制度の復活

在宅投票制度の拡充に向けた動き

政治議会課

( 佐藤 令 )

調査と情報

第 4 1 9 号

## はじめに

平成 14 年 11 月 28 日、在宅療養中の ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者が「郵便投票において代筆が認められない現行の選挙制度は法の下での平等に反する」として国家賠償等を求めていた訴訟の判決が東京地裁で下された。判決は原告の訴えを退けたものの、その傍論の中で「原告らが選挙権を行使できる投票制度がなかったことは憲法違反と言わざるを得ない」と指摘した<sup>1</sup>。

平成 15 年 2 月 10 日には、対人恐怖症で投票所に行けない知的障害の男性が「郵便投票制度を重度身体障害者に限った選挙制度は憲法違反である」として国家賠償等を求めた訴訟の判決が大阪地裁で下された。原告の訴えは退けられたが、判決の傍論において「現行制度は憲法の趣旨に照らして完全ではなく、在宅投票の対象拡大などの方向で改善が図られてしかるべきものである」とされた<sup>2</sup>。

この 2 つの判決を受けて、与野党ともに公職選挙法を改正する動きが見られ、平成 15 年 4 月 3 日には「公職選挙法の一部を改正する法律案（第 156 回国会参法第 10 号）」が議員提出法案として提出されている。

在宅投票は選挙人が疾病・負傷等のため、投票所でなく自宅や病院等において投票を行う、不在者投票の一種であり、「投票日当日投票所投票主義」という選挙の原則の例外にあたる。しかし、諸外国を見ると在宅投票をはじめとする様々な方法で、障害者の投票権を保障している。日本においても戦後の一時期においては、重度身体障害者に限らず通常の疾病等でも在宅投票が可能であり、しかも在宅投票における代理投票も可能であった。

ここでは日本で過去に導入された身体障害者などの投票権を保障するための在宅投票の詳細と、その導入から廃止への経緯、その後の部分的復活と拡充の動きについての紹介を試みることにする。

## 在宅投票前史 - 戦前の特別な投票制度

日本で初めて近代的な国政選挙制度を定めた明治 22 年の「衆議院議員選挙法」（明治 22 年法律第 3 号）は、その第 39 条において「文字ヲ書スルコト能ハサル」選挙人について吏員による代書が可能であるとし、当初から投票所における代理投票の制度が導入されていた。もっとも、現在の代理投票事由は「身体の故障」と「文盲<sup>3</sup>」であるが、当時の代理投

---

<sup>1</sup> 「難病患者の投票権行使 『制度不備は違憲状態』」『朝日新聞』2002.11.28, 夕刊。判決全文は最高裁判所ホームページ（<http://courtdomino2.courts.go.jp/home.nsf>）の「下級審主要判決情報」に掲載。

<sup>2</sup> 「郵便投票認められぬ対人恐怖症 大阪地裁 『制度に不備』」『東京新聞』2003.2.11。判決全文は上に同じく最高裁判所ホームページに掲載。

<sup>3</sup> この用語は障害を持つ人に対する表現としては現在適切でないと言われているが、法令上の用語であり、本稿ではこの用語を引用または説明する際、そのまま使用したことをあらかじめお断りしておく。

不在者投票制度及び代理投票制度の変遷

明治22年	明治33年	大正14年	昭和22年	昭和23年	昭和25年	昭和27年	昭和38年	昭和49年	昭和57年
	衆議院議員選挙法	地方自治法	衆議院議員選挙法	公職選挙法					
	〔制度創設〕								
		船舶乗務員	区域外での業務をする者						
		鉄道乗務員	やむを得ない事情で区域外に滞在する者						
	事由	演習召集中又は教育召集中の軍人	「疾病、負傷、妊娠、不具、産褥」	追加：収監中	追加：「老衰」	「不具」 「身体の障害」			
		乗船中の軍属							
不在者投票	(郵便投票) うち在宅投票	地方選挙に導入	国政選挙にも導入	廃止	限定的な復活				
		手続	代理投票可能	同居の親族による投票用紙の請求・提出が可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>代理投票不可</li> <li>同居の親族による投票用紙の請求・提出が可能</li> </ul>				
代理投票	事由	事由	上記のと	重度身体障害者及び戦傷病者					
		〔制度創設〕	復活						
	事由	「文字習書スルコト能ハサル」選挙人	「身体の故障」		追加：「文盲」				

不在者投票及び代理投票制度の改正のうち関連するもののみを挙げた。

票は、主として「文盲」の選挙人を想定した制度であったと思われる<sup>4</sup>。しかし、明治 33 年の「衆議院議員選挙法」(明治 33 年法律第 73 号)第 38 条は「自ラ被選挙人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者」は「投票ヲ為スコトヲ得ス」とし、早くも代理投票制度が廃止され、その復活は 47 年後の昭和 22 年まで待たねばならなかったのである。そしてその復活も身体障害を理由とするものに限られ、「文盲」の選挙人に対する代理投票が復活するのは昭和 25 年の公職選挙法である。

不在者投票制度が導入されたのは、男子普通選挙制度が導入され大正 14 年の「衆議院議員選挙法」(大正 14 年法律第 47 号)(以下「大正 14 年選挙法」)においてである。同法第 33 条において「選挙人ニシテ勅令ノ定ムル事由ニ因リ選挙ノ当日自ラ投票所ニ到リ投票ヲ為シ能ハサルヘキコトヲ証スル者」は不在者投票ができる旨を定めた。しかし、その施行令第 26 条に挙げられた事由は、船舶、鉄道に乗務していることや、演習召集や教育召集をされている軍人に限られ、疾病や身体障害は理由として認められていなかった。

なお、国政選挙の始まる明治 22 年よりも前から地方においては選挙が行われており、ここでは、すでに在宅投票に類した制度が存在した。その制度を定めているのが「府県会規則」(明治 11 年太政官布告第 18 号)である。その第 17 条において「投票ハ予メ郡区長ヨリ付与シタル用紙ニ選挙人自己及ヒ被選人ノ住所姓名年齢ヲ記シ予定ノ日之ヲ郡区長ニ出スヘシ... (中略) ...但投票ハ代人ニ託シ差出スモ妨ナシ」と定め、自宅等で予め記載を済ませた投票用紙を投票日に投票所で投票する制度であり、投票所での投票は使者に託すことも可能であった。特に在宅投票の定めはないものの、投票所に行けない障害者等にとっての投票権が保障された制度であったといえよう。しかし、この制度も明治 23 年に制定された「府県制」(明治 23 年法律第 35 号)によって廃止されている。なお区町村会の選挙制度は各区町村で異なっており、詳細は不明である。

点字投票が認められたのも不在者投票と同じく大正 14 年選挙法においてである。同法第 28 条において「投票ニ関スル記載ニ付テハ勅令ヲ以テ定ムル点字ハ之ヲ文字ト看做ス」とし、施行令において点字投票の手続きを定め、その別表に点字を掲げている。これらの規定は、その内容をほとんど変えずに現行の「公職選挙法」(昭和 25 年法律第 100 号)まで引き継がれている。なお、代理投票の制度が「身体障害」だけでなく「文盲」を事由として復活したのも公職選挙法の制定による。

## 地方選挙への在宅投票制度導入

不在者投票事由が緩和されて疾病や身体障害を理由に不在者投票が可能になり、さらに在宅投票も可能になったのは、昭和 22 年に公布・施行された「地方自治法」(昭和 22 年法律第 67 号)及び「地方自治法施行令」(昭和 22 年政令第 16 号)による。現在は国政選挙も

---

<sup>4</sup> 明治 33 年 1 月 25 日 第 14 回帝国議会衆議院衆議院議員選挙法改正法律案外二件審査特別委員会速記録 第 5 号, p.50.

地方選挙も公職選挙法が統一的に選挙を規定しているが、当時は選挙の種類によって、衆議院議員選挙法、新憲法と併せて制定された「参議院議員選挙法」(昭和22年法律第11号)及び地方自治法と別々に規定されていたのである。

制定時の地方自治法では、第34条において「従事する職務若しくは業務又は疾病その他政令の定める事由に因り」投票ができない選挙人は命令の定める方法で投票できるものとし、不在者投票の条件と方法を政令に委ねていた。それを受けて地方自治法施行令第35条では、不在者投票の主体を「投票区の区域外で仕事に従事する者」、「やむを得ない事情で選挙日当日に投票区の区域外にいる者」及び「疾病・負傷・妊娠・不具・産褥のため歩行が著しく困難な者」とし、そのうち同令第40条第4項により「と」に該当する選挙人に在宅投票を認め、自宅からの郵便投票が可能になった。

また在宅投票の対象者のうち「身体の故障に因り」自書できない選挙人は代理投票による在宅投票も認められていた。その場合、代筆者が投票用封筒の表面に代理投票である旨と、代筆者の住所氏名を記載しなければならないものとされた(同条第5項)。なお、当時の投票所における代理投票と同様、「文盲」を理由とした代筆による在宅投票は認められていない。

地方自治法が制定・施行された昭和22年末、同法及び同法施行令の一部改正(昭和22年法律第169号、昭和22年政令第313号)が行われ、施行令で定めていた不在者投票事由及び代理投票方法は、国会の立法権を尊重し、法律自体に明記されることとなった。

## 国政選挙への在宅投票制度導入

この地方自治法の改正を受けて昭和23年、衆議院議員選挙法の一部改正(昭和23年法律第195号)が行われた。大正14年に導入された不在者投票制度は改正を重ねるに連れてその対象者を拡大させてきてはいたが、それでもその対象は投票区域外で選挙事務、投票所監視並びに選挙取締等の選挙に係る業務に従事する者及び列挙された仕事のため投票できない者に限られていた。この昭和23年の改正では地方自治法に合わせて不在者投票事由を広げると共に衆議院議員選挙法で規定し、同法施行令で疾病等によって投票所に行けない選挙人の在宅投票が不在者投票方法の一として規定された(施行令第30条第3項。一部改正は昭和23年政令第190号)。すなわち、衆議院議員選挙法施行令第30条第4項において「身体ノ故障ニ因リ」自書ができない選挙人は代理投票が可能とされたのである。この規定は次の総選挙(昭和24年1月23日)から施行され、参議院議員選挙にも準用された。

昭和25年には公職選挙法及び「公職選挙法施行令」(昭和25年政令第89号)が公布・施行され、衆議院・参議院・地方選挙の規定が一本化され、不在者投票及び在宅投票の規定の多くの部分はそのまま受け継がれた(公職選挙法第49条、施行令第58条)。

## 昭和 26 年の統一地方選挙における大量の選挙違反

しかし、公職選挙法の施行から間もない昭和 26 年の統一地方選挙で在宅投票にまつわる大量の選挙違反が発生し、争訟の結果、選挙無効・当選無効が相次いだ。その理由及び内訳を知るために、当選の効力に関して行われた訴願に対する選挙管理委員会の裁決を見てみよう。

当選人全員の当選が無効となった広島市議会議員選挙における広島県選挙管理委員会の訴願裁決によると、不正投票は少なくとも 632 票にも及び、その内訳は次のとおりである<sup>5</sup>。

選挙人と全然意志の連絡がなく選挙人の知らない間に投票が行われたもの	49 票
選挙人から一応投票の手続の依頼を受けたが、投票用紙等の請求から投票の提出までの一連の投票行為を選挙人が知らない間に行ったもの	168 票
投票用紙の請求又は投票の提出を選挙人の同居の親族でない者が行ったもの	306 票
選挙人が文盲であるにもかかわらず他人が投票の記載をしたもの <sup>6</sup>	134 票
選挙人の現住しない場所において他人が投票の記載をしたもの	30 票
同一選挙人の投票が二重に行われたもの	3 票
法第 49 条第 3 号に掲げる事由（疾病・負傷・妊娠・不具・産褥のため歩行が著しく困難な者）に該当しないのに令第 58 条第 1 項の規定によって投票（在宅投票）したもの	3 票

（ 2 種類以上の違反が重複するものあり ）

また、同じく当選者全員の当選が無効になった埼玉県大里郡花園村長及び村議会議員選挙における埼玉県選挙管理委員会の訴願裁決によると、全不在者投票数 446 票のうち、在宅投票は 396 票で、このうちの 286 票につき調査したところ、256 票が明らかに違法であり無効とすべきものとされた。これを違反の種類毎に分類すると次のような内訳になる<sup>7</sup>。

請求の手続に違法のあるもの	110 票
送致の手続に違法のあるもの	56 票
投票の記載の手続に違法のあるもの	232 票

<sup>5</sup> 「広島県選挙管理委員会告示第 5 号」『広島県報』号外 1952.2.13 , pp.3-5. を元に筆者が一部手を加えた。

<sup>6</sup> 公職選挙法では「文盲」の選挙人の代理投票も認めたが、在宅投票の代理投票事由は「身体の故障」に限られた。

<sup>7</sup> 「埼玉県選管告示第 101 号」『埼玉県報』号外 1951.10.30 , pp.1-7.

不在者投票の事由に該当しないと認められるもの	96 票
医師等の証明書に瑕疵があると認められるもの	131 票

( 2 種類以上の違反が重複するものあり )

違反の分類方法が異なるので比較が難しいが、「同居の親族でない者が投票用紙の要求又は請求を行ったもの(「請求の手續に違法のあるもの」、「送致の手續に違法のあるもの」及び「投票の記載の手續に違法があるもの」もこれに含まれる)」と「医師の証明書に瑕疵があると認められるもの」が違反の大部分を占めている。

これは衆議院議員選挙法と地方自治法では認められていなかった「同居の親族による投票用紙の請求・提出」を公職選挙法では認められたことの影響が大きい。本来は有権者の便宜のためであったが、そもそも同居の親族であることの確認は選挙管理委員会にとっては「宣言書」を徴する程度のことしかできず、親族でない者が同居の親族と偽って手続することを許す結果となってしまった。

また「医師の証明書に瑕疵があると認められるもの」が多いのは、選挙人が疾病等のため歩行が著しく困難であることの証明に、罰則の担保がある「診断書」でなく、特に罰則のない「証明書」しか要しなかったことによると思われる。

## 在宅投票制度の廃止

統一地方選挙後の昭和 26 年 5 月の国会では、さっそく公職選挙法の改正が論議された。選挙運動規制や選挙運動期間の短縮等とともに、在宅投票制度の廃止も各党から主張された。自由党及び民主党は在宅投票制度の廃止を主張した。社会党も、「不在投票につきましては、できるだけ不正を防止していきたい... (中略) ...本人が病人でなくても、医者や診断書( [証明書?] ) で投票が不正に行われておったりすることがございましたので、これらについては十分考えて行きたい<sup>8</sup>」として医師の「証明書」に問題が多いことを指摘したものの、最終的には廃止に賛成した。

一方で選挙制度調査会においても同様の議論が行われている。調査会の第一委員会で各地の選挙管理委員が制度の廃止を主張する中で、宮沢俊義委員長は「もともと選挙を一番簡単明瞭に、かつ弊害少くやらせるためには、本人が出て来てやるのが一番いいが、長年の経験で、それでは非常に気の毒な場合があるというのでそれを補正するために、いろいろな方法を用いて不在者投票をやっておるのですから、これは本来一番簡単明瞭ないい方法ではないので、従つて制度自体に濫用というか、弊害は含まれておるわけですが、それだけの危険を冒しても認める方がいいというところで大体これは認めておる<sup>9</sup>」と制度の廃止

<sup>8</sup> 昭和 26 年 5 月 23 日 第 10 回国会衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第 3 号, p.3. 門司亮委員の発言

<sup>9</sup> 選挙制度調査会「選挙制度調査会(第一委員会)議事速記録」1951.8, p.88.

には消極的だった。しかし、結局、昭和 26 年 8 月にまとめられた答申では在宅投票制度の廃止が盛り込まれた。

昭和 27 年、国会は、こうした政党や選挙制度調査会の意向を踏まえ、「公職選挙法の一部を改正する法律」(昭和 27 年法律第 307 号)を制定し、これにより在宅投票制度は廃止された。

なお、上記答申においては、投票所での代理投票も不正につながっているとして、記号式投票を導入した上で、「文盲」の選挙人の代理投票は廃止するものとされた。しかし、最終的には代筆及び立ち会いについての手続を法律に明記することで制度の廃止を免れている。

## 在宅投票制度復活への動き

在宅投票制度がなくなり、自宅療養中で外出できない選挙人は実質的に投票権を奪われる結果となってしまった。当然これに対しては身体障害者などの反対があり、昭和 36 年 5 月には国会に対して次の「重度身体障害者在宅投票制度復活に関する請願」が行われている。

「本請願の要旨は、重度身体障害者および自宅療養者に対し、昭和二十七年八月までは在宅投票制度による投票権の行使が認められていたが、一部の不心得者がこれを悪用したために廃止された。しかし、公職選挙法違反は同制度のみに起きるものではなく、また現にみずから投票用紙に記載する能力ない者すら代理投票が許され、入院患者はその所在においていながら投票ができる等の諸制度が設けられているにもかかわらず、ひとり重度身体障害者のみ、在宅投票の自由が許されていない現公選法は、民主国家の理念をそこなうものと思われる。ついては、すみやかに同法を改正し、重度身体障害者および自宅療養者に在宅投票制度を復活されたい... (以下略)<sup>10</sup>」

この後も同じ趣旨の請願や陳情が数多くなされている。

この動きに国会も対応し、昭和 41 年には参議院公職選挙法改正に関する特別委員会の委員が岐阜県及び京都府に派遣され、選挙の実地調査を行い、両府県から在宅投票制度の復活を検討してほしい旨の意見を伝えられている<sup>11</sup>。昭和 44 年には参議院予算委員会において竹田現照委員が重度身体障害者を対象とした巡回投票制度の検討を政府に要求している<sup>12</sup>。昭和 45 年には予算委員会の公聴会に身体障害者が公述人として呼ばれ、在宅投票制度の復活を求めている<sup>13</sup>。しかし自治省は、昭和 26 年の選挙違反を理由に在宅投票制度の復活に対して再三にわたって消極的な考えを示している。

---

<sup>10</sup> 第 38 回国会衆議院請願第 4168 号

<sup>11</sup> 昭和 41 年 11 月 8 日 参議院公職選挙法改正に関する特別委員会 (第 52 回国会閉会後) 会議録 第 2 号, p.2.

<sup>12</sup> 昭和 44 年 3 月 29 日 第 61 回国会参議院予算委員会第四分科会会議録 第 1 号, p.2.

<sup>13</sup> 昭和 45 年 4 月 8 日 第 63 回国会参議院予算委員会公聴会会議録 第 2 号, p.2.



昭和 46 年には小樽市在住の身体障害者が、「在宅投票制度を廃止した法改正は、投票所に行くことのできない者から選挙権を奪うものであり、参政権を行使できないという精神的な苦痛を被った」として、国に対して損害賠償請求訴訟を提起した。それは在宅投票制度の廃止は参政権を保障する憲法第 15 条や、法の下での平等を保障する憲法第 14 条違反である、という憲法訴訟であった。この訴訟は、最終的には最高裁で「国会の立法行為は国家賠償法の適用を原則として受けない」という理由で棄却され、憲法問題について触れられなかった<sup>14</sup>。しかし、本件第一審判決<sup>15</sup>では在宅投票を廃止した立法が、第二審判決<sup>16</sup>では在宅投票を復活させる立法をしなないことが、それぞれ違憲であると指摘された。

## 重度身体障害者を対象とした在宅投票制度の復活

上記の在宅投票制度復活訴訟の審理と併行して、第 72 回国会において在宅投票制度を復活させる公職選挙法の改正案が審議され、第一審の判決の半年前の昭和 49 年 6 月に「公職選挙法の一部を改正する法律」(昭和 49 年法律第 72 号)が制定・公布された。この法律は昭和 26 年以前の在宅投票とは異なり、重度身体障害者に限って在宅投票を認める、という限定的な復活であった。限定的な復活になった理由を政府は次のように答弁している。

「町村国務大臣 投票権を広く確保するという考えと同時に、選挙の公正があくまで確保される方法を講ずるんだというために、いま申し上げたような考え方を私どもは最終的にまとめて御提案申し上げ、御審議を願うということになったような次第でございます。...(中略)...寝たきり老人あるいは一時的の歩行困難者というところまで広げるということになりますと、具体的に公正の確保ということに現在ではなかなか自信の持てるような案ができないということで、こういったことになったわけでございます<sup>17</sup>」

「土屋政府委員 一時的な疾病の方もございますれば、恒久的な方でも、たとえば寝たきり老人といった形の方もおられるわけでございます。そういったものについて私ども一々慎重に検討を重ねてきたわけでございます。しかしながら...(中略)...そういったものはなかなか把握が容易でない。しからば、そういう場合は、過去の例にかんがみまして、医者 の証明ではなくて診断書といったような明確なものを取って、それで判定したらどうだといったような御提案もあったわけでございます。...(中略)...一時的な歩行困難であるということの明確な基準というものが無い。...(中略)...非常に混乱を来たす対象者も非常に多い...(中略)...そこまで今回踏み切るといのは非常に公正確保の面から心配があるという結論を出したわけでございます。なおまた長期的歩行困難者の中でも寝たきり

<sup>14</sup> 最一小判昭 60.11.21 民集 39 卷 7 号 1512 頁

<sup>15</sup> 札幌地小樽支判昭 49.12.9 判時 762 号 8 頁

<sup>16</sup> 札幌高判昭 53.5.24 高民集 31 卷 2 号 231 頁

<sup>17</sup> 昭和 49 年 5 月 15 日 第 72 回国会衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第 6 号, p.1.

老人の問題がございますが、これも…(中略)…明確な統一的な基準というものがございません。…(中略)…選挙の公正確保の意味で身体障害者手帳といったような専門的な機関によって事前に十分判定をされ、公的に証明された者を対象者に認定するということが適当であるということにいたしましたわけでございます<sup>18</sup>」

この内閣提出法案の対案として佐藤観樹議員外 5 名提出の「公職選挙法の一部を改正する法律案(衆法第 17 号)」が提案されている。これは内閣提出法案とは異なり、身体障害者や疾病、負傷、妊娠若しくは出産、老衰又は身体の障害のために歩行が著しく困難である者を対象として巡回投票制度を採りいれようとするものであった。しかし、実質的な審議はなされることなく廃案となった。

## 在宅投票制度の拡充に向けた動き

上記のとおり、昭和 49 年の公職選挙法改正により重度身体障害者に在宅投票が認められたわけだが、その範囲は「身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者のうち政令で定めるもの」とされ、身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の「身体障害者障害程度等級表」によることになった。重度身体障害者の中で在宅投票が認められるのは、次頁の表の太線枠内に該当する者である。

この対象者は昭和 49 年当時で約 10 万人といわれ、寝たきり老人やその他の病人などを含めた歩行困難者が約 300 万人といわれるのに比べて極めて少ない<sup>19</sup>。そのうち実際に在宅投票を行った選挙人は、制度復活後初の国政選挙となった昭和 51 年の総選挙で 1 万 3106 人であり、昭和 52 年の参院選でも 1 万 4622 人とどまる。これは在宅投票さえできないほど症状の重い者、そもそも投票する意思のない者あるいは投票所での投票や指定病院等での投票を行っている者がいることによるものだろうが、郵便投票証明書の請求、投票用紙の請求などの煩瑣な手続も大きな理由に挙げられるだろう。在宅投票手続の広報不足も指摘されている<sup>20</sup>。なお現在では在宅投票対象者は厚生労働省の推計で約 130 万人いるとされているが、在宅投票数は 3 万票余りにとどまっている。

この後も在宅投票制度の拡充や手続の簡素化を求める請願、国会での審議も数多く行われているが、制度の改正はほとんど行われないうままであった。そこで提訴されたのが冒頭に紹介した 2 つの訴訟である。

これらの訴訟はまだ地裁レベルの判決ではあるが、平成 14 年 11 月 28 日の判決を受けて福田内閣官房長官は「投票困難な方々の投票機会を確保することは重要な課題と認識して

---

<sup>18</sup> 昭和 49 年 5 月 15 日 第 72 回国会衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第 6 号, p.2.

<sup>19</sup> 「身障者の『在宅投票復活』あす小樽で判決」『朝日新聞』1974.12.8.

<sup>20</sup> 昭和 53 年 6 月 7 日 第 84 回国会参議院公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第 3 号, p.3.

身体障害者障害程度等級表（平成15年4月8日現在）

視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はその障害		肢体不自由			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒトウイルスによる免疫機能障害					
	聴覚障害	平衡機能障害	言語機能又はその障害	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒトウイルスによる免疫機能障害
1級	両眼の視力（万国式視力表によつて測定したもの）をいい、屈折異常のある者については、きょうとう正視力について測つたものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のも			1. 両上肢の機能を全廃したものを 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したものを 2. 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	体幹の機能障害により、坐つていないもの	不随意運動・失調等により日常生活がほとんど不能なもの	不随意運動・失調等により日常生活がほとんど不能なもの	じん臓の機能障害により、自己の日常生活が制限されるもの	呼吸器の機能障害により、自己の日常生活が制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により、自己の日常生活が制限されるもの	小腸の機能障害により、自己の日常生活が制限されるもの	ヒトウイルスによる免疫機能障害
2級	1. 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2. 両眼の視野が10度以内でかつ両眼による視野について視能率が95パーセント以上のもの			1. 両上肢の機能の著しい障害を全廃したものを 2. 両上肢を上腕の二分の一以上で欠くもの 3. 一上肢を上腕の二分の一以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したものを	1. 両下肢の機能の著しい障害を全廃したものを 2. 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの 3. 一上肢を大腿の二分の一以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したものを	1. 体幹の機能障害により、起立位を保つことが困難なものであるもの 2. 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なものであるもの	不随意運動・失調等により日常生活が制限されるもの	不随意運動・失調等により日常生活が制限されるもの					ヒトウイルスによる免疫機能障害
3級	1. 両眼の視力の和が0.05以上、0.08以下のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力が90デシベル以上（耳介に接しなれば大音量を聞き取れないもの）	音声機能、言語機能又はその障害	1. 両上肢のおさし指及びひびく指の機能を全廃したものを 2. 両上肢のおさし指の機能を全廃したものを 3. 一上肢の機能を全廃したものを 4. 一上肢の機能を全廃したものを 5. 一上肢の機能を全廃したものを	1. 両下肢のおさし指及びひびく指の機能を全廃したものを 2. 両下肢のおさし指の機能を全廃したものを 3. 一上肢の機能を全廃したものを 4. 一上肢の機能を全廃したものを	体幹の機能障害により、歩行が困難なものであるもの	不随意運動・失調等により日常生活が制限されるもの	不随意運動・失調等により日常生活が制限されるもの	じん臓の機能障害により、家庭内での日常生活が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障害により、家庭内での日常生活が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により、家庭内での日常生活が著しく制限されるもの	小腸の機能障害により、家庭内での日常生活が著しく制限されるもの	ヒトウイルスによる免疫機能障害

身体障害者福祉法施行規則別表第5号の等級表のうち1～3級のみを示した。

太線枠内は郵便投票事由の資格対象範囲

いる」と発言し<sup>21</sup>、金沢薫総務事務次官（当時）も「幅広く検討したい」と述べるなど<sup>22</sup>、投票制度改善に取り組む考えを表明している。

なお昭和 49 年の法改正では「在宅投票制度については、政府は、その実施状況の推移を勘案して今後さらに拡充の方向で検討すること」という附帯決議がなされている<sup>23</sup>。在宅投票における代理投票、在宅投票対象者の拡大、手続の簡素化あるいは巡回投票など、様々な方法を検討して、全ての選挙人の投票権を保障するような制度の実現が期待されている。

## < 参考文献 >

- 井上英夫 「障害者の参政権保障と玉野事件」『法律時報』60 巻 12 号，1988.11，pp.67-71.  
同 「障害者の参政権保障の歴史と現状 選挙権を中心に」『早稲田法学』第 64 巻 4 号，1989.3，pp.41-90.  
同 『障害をもつ人々と参政権』法律文化社，1993.  
今村成和 「身体障害者と選挙権 行使不能の現状を放置してよいのか」『ジュリスト』552，1974.1.15，pp.70-75.  
野中俊彦 「『在宅投票制度復活訴訟』控訴審判決の意義と問題点」『ジュリスト』670，1978.8.1，pp.118-125.  
同 「在宅投票制事件最高裁判決の検討 最一小判昭 60.11.21」『法律時報』58 巻 2 号，1986.2，pp.88-93.  
自治省選挙部 『昭和 51 年 12 月 5 日執行 衆議院議員総選挙最高裁判所裁判官国民審査結果調』1977.  
同 『昭和 52 年 7 月 10 日執行 参議院議員通常選挙結果調』1978.  
同 『選挙法百年史』第一法規，1990.  
同 『逐条解説 公職選挙法』政経書院，1996.  
「違憲の立法行為について国会の過失を認め、国家賠償法一条一項を適用した事例 - 在宅投票制度違憲訴訟第一審判決」『判例時報』762 号，1975.2.1，pp.8-21.

---

<sup>21</sup> 「制度不備は『違憲状態』」『産経新聞』2002.11.29.

<sup>22</sup> 「難病患者の投票」『読売新聞』2002.11.29.

<sup>23</sup> 昭和 49 年 5 月 23 日 第 72 回国会衆議院会議録 第 33 号 及び昭和 49 年 6 月 18 日 第 72 回国会参議院会議録追録（その 1）